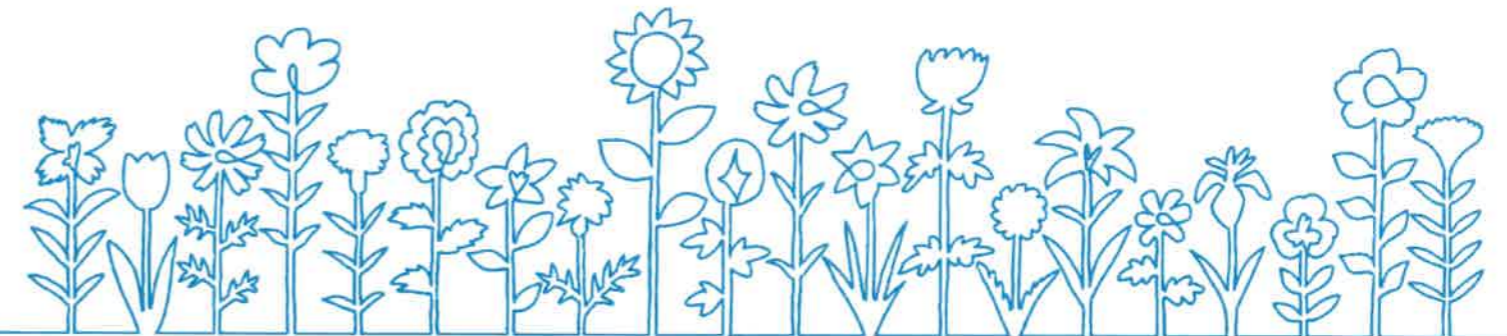
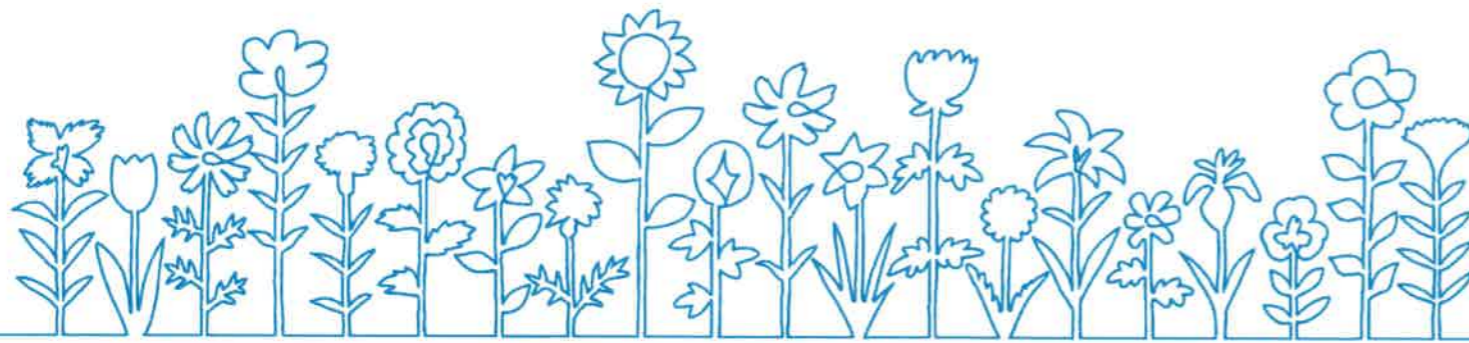


東京都教育委員会委託事業

平成30年度

都立特別支援学校における

社会貢献活動 モデル事業



実践事例集

目次	1P 目次
	2P 平成30年度都立特別支援学校における 社会貢献活動モデル事業事業内容
	都立特別支援学校社会貢献活動モデル校17校実践事例紹介
視覚障害特別支援学校	4P 都立八王子盲学校
聴覚障害特別支援学校	6P 都立大塚ろう学校
肢体不自由特別支援学校	8P 都立北特別支援学校 10P 都立八王子東特別支援学校
知的障害特別支援学校	12P 都立八王子特別支援学校 14P 都立七生特別支援学校 16P 都立高島特別支援学校 18P 都立調布特別支援学校 20P 都立小金井特別支援学校 22P 都立水元特別支援学校 24P 都立品川特別支援学校 26P 都立城東特別支援学校
視覚障害・知的障害 特別支援学校	28P 都立久我山青光学園
肢体不自由・知的障害 特別支援学校	30P 都立あきる野学園 32P 都立府中けやきの森学園 34P 都立鹿本学園
肢体不自由・病弱 特別支援学校	36P 都立光明学園
38P	都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業 3年間の実施状況まとめ

業務委託団体 認定NPO法人さわやか青少年センター

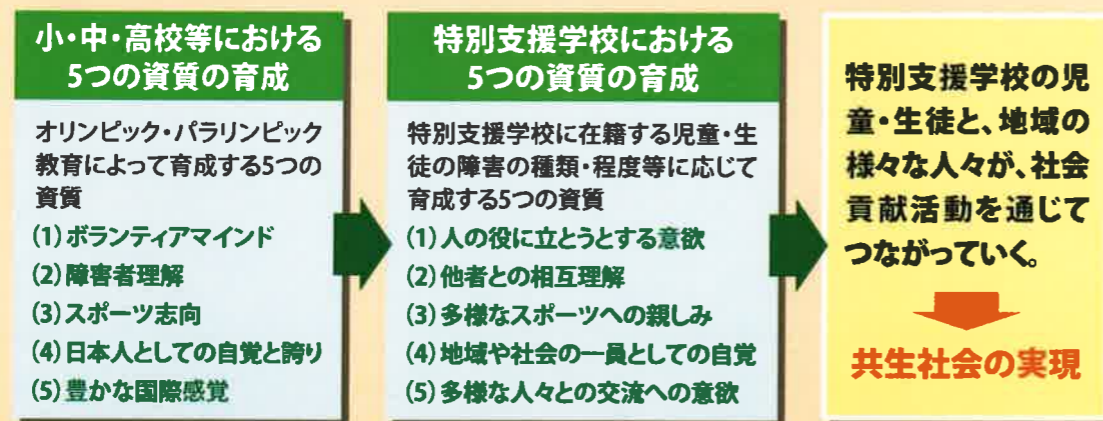
事業内容 当事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、「多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成」を目指したオリンピック・パラリンピック教育の一環として、都立特別支援学校17校を社会貢献活動モデル事業実施校(以下「モデル事業実施校」という。)として指定し、地域の人々などに直接接し、貢献する社会貢献活動を行う。
本件では、高齢者施設等を利用する高齢者等に対する社会貢献活動を行うに当たって必要な業務を委託し、今後学校が独自に社会貢献活動を行うことにつなげていく。

都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について

社会貢献活動モデル事業のねらい

オリンピック・パラリンピック教育が目指す人間像

(4) 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成

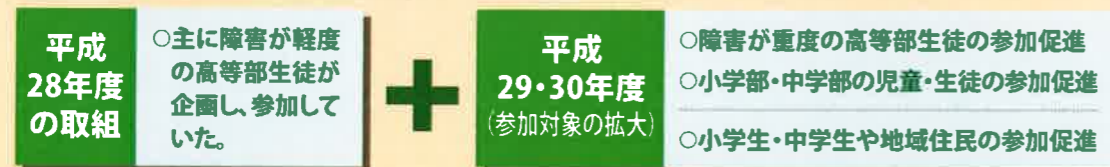


これまで、地域清掃やリサイクル活動など、環境等に対する社会貢献活動であった。

そこで

新たに、地域の高齢者施設等を利用する高齢者に対して、児童・生徒が、直接交流するなどの、社会貢献活動を行う。

目指す今後の事業展開



平成31年度以降、全ての特別支援学校が社会貢献活動を継続実施

1 モデル事業実施校 17校(目次参照)

2 対象団体(以下「モデル事業実施高齢者施設・団体」という。)

特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームなどの高齢者施設や通所介護(デイサービス)事業所の他、自治会や民生委員など、地域を拠点とする高齢者を含む団体も対象とする。

3 実施期間

平成30年7月13日から平成30年11月30日まで。モデル事業実施校及びモデル事業実施高齢者施設・団体から実施の希望があれば、土曜日・日曜日も含む。
また、実施回数は、各モデル事業実施校で1回ずつ、合計17回とする。

4 実施場所

実施場所はモデル事業を実施する高齢者施設・団体とする。ただし、社会貢献活動の内容により、モデル事業実施高齢者施設・団体の近隣の公園等で行うこともできる。また、モデル事業実施高齢者施設・団体を招いてモデル事業を実施する場合は、実施場所を当該モデル事業実施校とすることもできる。

5 実施活動例

- (1)モデル事業実施校の児童・生徒がモデル事業実施高齢者施設・団体を訪問した、レクリエーション活動の運営や歌や踊りの披露、話し相手などの活動
- (2)モデル事業実施校やモデル事業実施高齢者施設・団体の農園などを活用して、高齢者が行う園芸を補助する活動
- (3)モデル事業実施校に高齢者等を招いて、器楽演奏や合唱、ゲーム、スポーツ等を通して高齢者等との交流活動
- (4)モデル事業実施校の児童・生徒とモデル事業実施高齢者施設・団体の利用者とが、直接的なふれあいや双方向的なやりとりができる活動
- (5)学校と地域とが年間を通して、継続的に行うことができる活動
- (6)地域の特性や、これまでモデル事業実施高齢者施設・団体で行ってきたことを生かすことのできる活動

「留意事項」なお、野外で活動を行う場合は、気候等も考慮に入れて内容を決定すること。また、雨天の場合に備えて、代替地や活動内容の代替案についても決定しておくこと。

6 モデル事業実施高齢者施設・団体の選定

- (1)モデル事業実施校の半径5キロメートル以内の高齢者施設・団体

7 付記

社会貢献活動の実施に当たっては、可能な限り、障害や学年が多様な児童・生徒が活動に参加できるようにするとともに、小学生・中学生や地域住民の参加が促進されるようできる限り当該校に助言等を行うこと。